

京都大学法学部規程

昭和24年11月29日制定
令和元年11月8日最終改正

第1 入学

第1条 入学者の選抜方法は、法学部教授会（以下「教授会」という。）で定める。

- 2 京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第4条第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。
- 3 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第2 科目

第2条 科目を分けて教養科目及び専門科目とする。

第3条 教養科目は、全学共通科目及び本学部が教養科目として指定し提供する科目とする。

- 2 全学共通科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。
- 3 本学部が教養科目として指定し提供する科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。

第4条 専門科目、その単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。

第4条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。

第5条 通則第19条の規定により他学部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。

第6条 通則第20条第1項の規定により他の大学又は短期大学の科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第7条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第8条 通則第20条第3項の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3 修学及び在学

第9条 修学期間は4年とし、8年を超えて在学することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、その修学期間は2年とし、6年を超えて在学することはできない。
- 3 前2項の期間は、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、延長することができる。

第4 転学

第10条 他学部若しくは他大学の学生であつて本学部に転学を志望する者又は本学部の学生であつて他学部若しくは他大学に転学を志望する者は、教授会の議を経て、許可することがある。

第5 試験

第11条 試験の方法及び期日は、別に定めるところによる。

第6 学士の学位授与

第12条 4年以上在学し、本学部の定めるところにより、136単位以上を修得した者は、学士試験に

- 合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。
- 2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学し、本学部の定める卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した者について、学士試験に合格したものとするところがある。
 - 3 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に算入することがある。
 - (1) 第5条から第7条までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数
 - (2) 第8条の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数
 - (3) 通則第21条第1項の規定により短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数
 - (4) 通則第22条第1項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）
 - (5) 通則第22条第2項の規定により本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数
 - 4 第10条の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。
 - 5 第3項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、別に教授会で定める。

第7 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

- 第13条 外国人で入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、外国学生として入学を許可することがある。
- 第14条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- 第15条 特定の科目について聴講を出願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生の聴講期間は、学年による1年間限りとする。
 - 3 聴講生は、願い出により聴講した科目について受験することができる。
 - 4 前3項のほか、聴講生の取扱いその他については、別に定める。
- 第16条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

法学部履修規程

平成20年11月13日教授会決定
令和4年1月20日最終改正

法学部は、法学・政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることを、その教育の目標とする。

第1 学士試験

第1条 学士試験に合格するためには、次の各号に定める科目につき、それぞれ所定の単位数（合計136単位）以上の単位を修得しなければならない。

- (1) 教養科目 56単位
 - (2) 専門科目 80単位
- 2 前項第1号に定める教養科目の単位の修得は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 全学共通科目の人文・社会科学科目群から、第6条第1項に定める外国文献講読（法・英）ⅠⅡ各2単位を含む、16単位以上を修得しなければならない。ただし、人文・社会科学科目群のうち「法・政治・経済」分野の科目については、8単位、外国文献講読（法・英）については、ⅠⅡ各2単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位数に算入する。
 - (2) 全学共通科目の自然科学科目群及び統合科学科目群から6単位以上を修得しなければならない。
 - (3) 全学共通科目の外国語科目群から、英語8単位（英語リーディング4単位及び英語ライティングリスニングAB各2単位）及び教授会が定めるその他の外国語のうちから1ヵ国語16単位以上を修得しなければならない。
 - (4) 全学共通科目の情報科学科目群及び健康・スポーツ科目群については、それぞれ6単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位数に算入する。ただし、健康・スポーツ科目群のスポーツ実習については、2単位を限度とする。
 - (5) 全学共通科目の少人数教育科目群については、2単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位数に算入する。
 - (6) 全学共通科目のキャリア形成科目群については、E科目（全学共通科目における英語関連科目をいう。以下同じ。）に限り、4単位を限度として、卒業に必要な教養科目の単位数に算入する。
 - (7) 第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定にしたがって修得した単位のうちに、外国文献講読（法・英）ⅠⅡ各2単位を除くほか、E科目4単位を含まなければならない。
- 3 第1項第2号に定める専門科目80単位には、第2条に掲げる基礎法学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位のほか、演習4単位を含まなければならない。ただし、演習による単位の修得は、やむを得ない事情があるとき、演習2単位当たり他の専門科目4単位を修得することをもって代えることができる。この場合においては、第1項中「専門科目80単位」とあるのは「専門科目82単位」又は「専門科目84単位」と、「合計136単位」とあるのは「合計138単位」又は「合計140単位」と読み替えるものとする。
- 4 3年在学した者が、第3年次の終了時に次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、学士試験に合格したものとする。
- (1) 前2項（前項ただし書を除く。）に定めるところにより第1項に定める単位数以上の単位を修得したこと
 - (2) 第6条の4の各号に定める要件のいずれにも該当すること
 - (3) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下

- 「連携法」という。)第2条第1号に定める法科大学院の入学試験に合格したこと
- 5 前項の規定に基づいて学士試験に合格しようとする者は、別に定めるところにより、早期卒業志望者認定を受け、かつ、別に定める時期に、法学部長に対して、在学3年で卒業して法科大学院に入学する意思を表明しなければならない。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、第3年次に編入学した者については、専門科目80単位を修得した者を学士試験に合格した者とする。専門科目80単位には、第2条に掲げる基礎法学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位のほか、演習4単位を含まなければならない。ただし、演習による単位の修得は、やむを得ない事情があるとき、演習2単位当たり他の専門科目4単位を修得することをもって代えることができる。この場合においては、専門科目82単位又は専門科目84単位を修得した者を学士試験に合格した者とする。

第2 授業科目

第2条 次に掲げる専門科目は、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の4領域に分けて毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

(基礎法学)

法理学 法社会学 日本法制史 西洋法制史 ローマ法 東洋法史
英米法概論 ドイツ法 フランス法

(公法)

憲法(統治機構) 憲法(基本権) 憲法(総論・憲法訴訟)
行政法(総論) 行政法(行政訴訟) 行政法(国家補償) 租税法
国際法(総論・領域) 国際法(対人管轄・紛争) 国際機構法

(民刑事法)

民法(総論・総則・親族) 民法(物権) 民法(債権総論・相続) 民法(債権各論)
商法(会社) 商法(総則・商行為) 商法(手形) 経済法 知的財産法
民事訴訟法 国際私法 国際取引法 労働法 社会保障法
刑法(総論) 刑法(各論) 刑事訴訟法 刑事学

(政治学)

政治原論 政治過程論 比較政治学 アメリカ政治 国際政治学 国際政治経済分析
政治史 日本政治外交史 政治思想史 行政学 公共政策

第3条 次に掲げる専門科目は、毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

法学入門 政治学入門 家族と法 法学政治学基礎演習 外国文献研究 演習

- 2 法学政治学基礎演習については、2単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。
- 3 外国文献研究については、6単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。
- 4 演習については、6単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。ただし、同一科目の演習は4単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第4条 前2条に掲げるもののほか、次に掲げる専門科目を毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

ミクロ経済学1 ミクロ経済学2 社会経済学1 財政学 金融論 経済史 会計学

- 2 前項に掲げるもののほか、経済学部における次の科目を履修することができる。
金融政策 経済政策論 租税論 統計学2 企業分析 経済学史 日本経済史 欧米経済史 社会政策論

- 3 前項に掲げる科目については、4単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第5条 前3条に掲げる専門科目のほか、第2条に掲げる領域について、毎年教授会の議を経て、特別科目を開講することができる。

- 2 特別科目のうち、教授会において実務関連特別科目として指定した科目については、10単位に限

り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第6条 全学共通科目の人文・社会科学科目群のE科目として、外国文献講読（法・英）ⅠⅡを毎年開講する。

第3 法曹基礎プログラム

第6条の2 法曹基礎プログラムは、連携法第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程とする。

2 法曹基礎プログラムの修了を希望する者は、別に定めるところにより、あらかじめその旨を法学部長に届け出なければならない。

第6条の3 法曹基礎プログラムにおいては、第2条に掲げる科目のうち、以下の科目を必修とする。

憲法（統治機構） 憲法（基本権） 行政法（総論） 行政法（行政訴訟）

民法（総論・総則・親族） 民法（物権） 民法（債権総論・相続） 民法（債権各論）

商法（会社） 商法（総則・商行為） 民事訴訟法

刑法（総論） 刑法（各論） 刑事訴訟法

2 法曹基礎プログラムにおいては、演習4単位を必修とする。この場合、第1条第3項ただし書及び第6項ただし書の規定にかかわらず、演習の単位の修得を他の専門科目の単位の修得をもって代えることはできない。

第6条の4 学士試験に合格した者が、次の各号に定める要件のいずれにも該当するときは、法曹基礎プログラムを修了したものとする。

(1) 第6条の2第2項の規定に定める届出を行ったこと

(2) 前条第1項に掲げるすべての科目の単位及び同条第2項に定める演習4単位を修得したこと

(3) 単位を修得した専門科目（第13条に基づき、学部素点により採点を行う科目に限る。ただし、単位を修得した後に再度履修して単位を修得した科目及び配当学年と異なる学年において履修して単位を修得した科目を除く。本号において以下同じ。）の成績が、次のいずれかを満たすこと

(ア) 学部素点の平均点が79点以上であること

(イ) 学部素点が80点以上である専門科目の数が、単位を修得した専門科目の数の半数以上であること

第4 履修方法

第7条 専門科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。

2 専門科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、教養科目と合わせて、各学期につき30単位とする。

3 前項に定めるもののほか、第2年次において、専門科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、各学期につき20単位とし、第3年次においては、各学期につき22単位とする。ただし、入学後2年間で学士試験に合格するために修得しなければならない単位数以上の教養科目及び42単位以上の専門科目の単位を修得した者であって、それらの専門科目について第15条に定めるところにより算出した評点平均が4.0以上であるものについては、第3年次においては、各学期につき26単位を上限とする。

4 前2項に定める履修登録の単位数の上限の計算において、通年で開講する専門科目については、その単位数の2分の1を各学期の単位数とする。

5 第4条第1項に掲げる科目について、第2年次において履修登録をすることができる単位数の上限は、学年につき8単位とする。ただし、ミクロ経済学1、ミクロ経済学2及び社会経済学1以外の科目の履修登録をする場合においては、合わせて4単位を超えることができない。

6 京都大学法学部規程第10条により本学部へ転学部した者については、転学部をした初年度に限り、第1年次配当科目の単位は、第2項及び第3項に定める上限単位数に算入しない。

7 第3年次に編入学した者及び京都大学法学部規程第10条により第3年次に転学した者については、第3項の規定は適用しない。

第7条の2 別に定める時期に履修登録の取消しを求める届け出があったときは、専門科目（2段階評価により成績評価を行う科目を除く。次項において同じ。）の履修登録を取り消す。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、特例により、専門科目の履修登録を取り消す。

(1) 疾病その他のやむを得ない事情により、前項に定める届け出ができなかったとき（試験又は追試験を受けた場合を除く。次号及び第4号において同じ。）

(2) 前項に定める届け出の期間が経過した後に、疾病その他のやむを得ない事情により、長期間にわたり授業に出席することができなかったとき

(3) 疾病その他のやむを得ない事情により、試験及び追試験を受けることができなかったとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、履修登録を取り消すべき特別な事由があるとき

3 前項に定める特例による履修登録の取消しを求める者は、別に定める時期に届け出をしなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により履修登録が取り消された場合であっても、当該科目の単位数は、第7条第2項から第5項までの規定に定める履修登録をすることができる単位数の上限の計算に算入する。ただし、通年で開講する専門科目について履修登録が取り消された場合、後期分の単位数は後期における上限の計算に算入しない。

第8条 教養科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。

2 教養科目の履修登録は、専門科目と合わせて、各学期につき30単位を超えることができない。ただし、授業期間外に集中形式で行われる教養科目の単位数は、履修登録をすることができる単位数の上限の計算に算入しない。

3 前項に定める履修登録の単位数の上限の計算において、通年で開講する教養科目については、その単位数の2分の1を各学期の単位数とする。

第8条の2 別に定める時期に履修登録の取消しを求める届け出があったときは、全学共通科目（国際高等教育院において履修登録の取消しを認めない科目として指定するものを除く。）の履修登録を取り消す。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、特例により、全学共通科目（第1号に掲げる場合には、国際高等教育院において履修登録の取消しを認めない科目として指定するものを除く。）の履修登録を取り消す。

(1) 疾病その他のやむを得ない事情により、前項に定める届け出ができなかったとき（試験又は追試験を受けた場合を除く。次号において同じ。）

(2) 前項に定める届け出の期間が経過した後に、疾病その他のやむを得ない事情により、長期間にわたり授業に出席することができなかったとき

(3) 疾病その他のやむを得ない事情により、試験又は追試験があるときは試験及び追試験を受けることができなかったため、不合格となったとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、履修登録を取り消すべき特別な事由があるとき

3 第7条の2第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による全学共通科目の履修登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第4項中「第7条第2項から第5項までの規定」とあるのは「第8条第2項及び第3項の規定」と読み替えるものとする。

第9条 同一科目の演習を4単位履修する場合、同一教員の担当する演習を再度履修することを妨げない。

2 一の学期に2単位を超えて演習を履修することはできない。

第5 試験及び成績評価

第10条 専門科目の試験は、毎学年その講義の終了した学期末に行う。ただし、特別の事情があると

きは、教授会の議を経て、特定の科目についてその時期を変更することがある。

第11条 専門科目の試験は、履修登録をした科目について行う。ただし、第7条の2の規定により履修登録が取り消された科目については、試験及び成績評価を行わない。

2 京都大学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかった者は、当該年度の試験を受けることができない。

3 履修登録をした者であって、疾病その他のやむを得ない事情により試験を受けることができなかったものに対して、別に定めるところにより、追試験を行う。

第12条 専門科目の試験は、その学年で授業を担当した教員が行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、変更することがある。

第13条 専門科目の試験は、別表第1に定めるところに基づき、学部素点により採点し、6段階評価により成績評価を行う。

第14条 前条の規定にかかわらず、法学入門、政治学入門、法学政治学基礎演習及び演習は、別表第1に定めるところに基づき、2段階評価により成績評価を行う。

第15条 6段階評価により成績評価を受けた全学共通科目（その単位が卒業に必要な単位に算入されないものを除く。）及び専門科目（単位を修得した後に再度履修した科目及び配当学年と異なる学年において履修した科目を除く。）について、別表第1に定めるところにより評語を評点（以下「GP」という。）に換算し、別表第2に定める計算の方法により、各学期の評点平均（以下「学期GPA」という。）及びすべての学期を通算した評点平均（以下「累積GPA」という。）を算出する。

2 次条の規定により専門科目を再履修したとき、又は第17条の規定により全学共通科目を再履修したときは、直近において履修した際のGPにより学期GPA及び累積GPAを算出する。

第16条 第9条第1項に定める場合のほか、専門科目についてFの成績評価を受けたときは、次年度以降において、その単位が卒業に必要な単位に算入される科目として再履修することができる。ただし、当該科目の配当学年と異なる学年において再履修する場合には、当該科目の単位を卒業に必要な単位に算入しない。

第17条 全学共通科目についてFの成績評価を受けたときは、国際高等教育院長の定めるところにより、その単位が卒業に必要な単位に算入される科目として再履修することができる。

附 則（令和元年11月7日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、令和2年4月1日以後に入学した者及び令和4年4月1日以後に編入学した者から適用し、令和2年4月1日以前に入学した者及び令和4年4月1日以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月28日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第1条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

3 改正後の第1条第4項及び第5項の規定は、平成31年4月1日以後に入学した者から適用し、平成30年4月1日以後令和2年4月1日以前に入学した者に対する経過措置については、別に定める。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 改正後の第6条の2から第6条の4までの規定は、平成31年4月1日以後に入学した者から適用する。ただし、平成31年4月1日に入学した者が、改正前の第2条に掲げる「民法第一部（総則・親族）」の単位を修得したときは、改正後の第2条に掲げる「民法（総論・総則・親族）」の単位を修得したものとみなす。

- 8 改正後の第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項及び第3項の規定は、令和2年4月1日以後に入学した者及び令和4年4月1日以後に編入学した者から、改正後の第7条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に入学した者から適用し、令和2年4月1日前に入学した者及び令和4年4月1日前に編入学した者については、なお従前の例による。
- 9 改正後の第7条第5項の規定は、平成31年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月20日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 （略）
- 3 （略）

附 則（令和4年1月20日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第13条、14条及び第15条関係）

専門科目及び法学部が提供する教養科目

(1) 6段階評価

評語	学部素点	評点	適用基準	
A+	80~100	4.3	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。/ Outstanding
A	75~79	4		学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。/ Excellent
B	70~74	3		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。/ Good
C	65~69	2		学修の効果が認められる。/ Fair
D	60~64	1		最低限の学修の効果が認められる。/ Pass
F	0~59	0	合格基準に達していない。	不合格。/ Fail

(2) 2段階評価

評語	適用基準
P	合格基準に達している。/ Pass
F	合格基準に達しておらず、不合格。/ Fail

全学共通科目

(1) 6段階評価

評語	素点	評点	適用基準	
A+	96~100	4.3	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。 / Outstanding
A	85~95	4		学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。 / Excellent
B	75~84	3		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。 / Good
C	65~74	2		学修の効果が認められる。 / Fair
D	60~64	1		最低限の学修の効果が認められる。 / Pass
F	0~59	0	合格基準に達していない。	不合格。 / Fail

(2) 2段階評価

評語	適用基準
P	合格基準に達している。 / Pass
F	合格基準に達しておらず、不合格。 / Fail

別表第2 (第15条関係)

評点平均の算出の方法	
当該学期に履修登録をした科目（評点平均の対象となる科目に限る。以下同じ。）について、	
学期GPA =	$\frac{\text{各科目のGPにその科目の単位数を乗じて得た値の総和}}{\text{履修登録をした科目の総単位数}}$
在学期間中に履修登録をしたすべての科目（評点平均の対象となる科目に限る。以下同じ。）について、	
累積GPA =	$\frac{\text{各科目のGPにその科目の単位数を乗じて得た値の総和}}{\text{履修登録をした科目の総単位数}}$

端数については、小数点第3位の値を四捨五入する。